

平成 14 年 9 月 25 日

健康ひょうご 21 県民運動推進会議構成団体代表者 様

健康ひょうご 21 県民運動推進会議  
会 長 家 森 幸 男

健康ひょうご 21 県民運動推進員の推薦について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、健康ひょうご 21 県民運動推進会議では、県民一人ひとりが自らの生活を見直し生活習慣を改善するとともに、さらに健康増進や疾病の予防を目指し、個人の努力とあわせ社会全体で健康づくりを支援するため、ひょうご健康県民行動指標の普及や実践誘導等、県民運動の中心的な役割を担っていただく健康ひょうご 21 県民推進員の養成を行い、各団体や地域への県民運動の普及や実践活動の推進を図っております。

つきましては、今年度につきましても下記のとおり健康ひょうご 21 県民運動推進員研修を実施いたしたいと存じますので、趣旨をご理解いただき、貴団体から健康ひょうご 21 県民運動推進員をご推薦いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 日時・会場 別紙 3 のとおり（現在調整中ですので決定しだいご連絡いたします。）
- 2 内 容 別紙 1 のとおり
- 3 推薦人数 原則として各地域で 1 名をお願いします。
- 4 提出書類 別紙 2 のとおり
- 5 提出期限 平成 14 年 10 月 28 日（月）
- 6 そ の 他 各地域ごとに受講していただきますが、都合により対象の地域で受講できない場合は、他の地域で受講することが出来ます。 その場合は事務局までご連絡ください。

問い合わせ先：財団法人兵庫県健康財団健康づくり部健康づくり課

〒652-0032 神戸市兵庫区荒田町 2-1-12

TEL:078-579-0166 FAX:078-579-1400

## 平成 14 年度健康ひょうご 21 県民運動推進員研修会実施要領

### 1 目的

この研修会は、健康ひょうご 21 県民運動推進員（以下、「推進員」という。）を養成し、県下各地域に設置することにより、地域における健康ひょうご 21 県民運動の推進に寄与することを目的とする。

### 2 実施団体

健康ひょうご 21 県民運動推進会議、健康ひょうご 21 県民運動地域会議、兵庫県、財団法人兵庫県健康財団

### 3 対象

健康ひょうご 21 県民運動推進員設置要綱第 2 条第 1 号から第 3 号の要件を満たす下記の者

- (1) ひょうご 21 県民運動推進会議（以下、「推進会議」という。）及び健康ひょうご 21 県民運動地域会議（以下、「地域会議」という。）の参画団体から推薦を受けた者
- (2) 各種健康づくり講座等の修了者
- (3) その他兵庫県知事及び健康ひょうご 21 県民運動推進会議会長が特に適当と認めた者

### 4 実施機関

平成 14 年 10 月～平成 15 年 3 月

### 5 実施回数

推進会議及び各地域会議で各 1 回ずつ実施する。（計 10 回）

### 6 会場

推進会議及び各地域会議で対象者の交通の便等を考慮して適切な施設で行う。

### 7 研修内容

別紙 1 のとおり

### 8 受講料

無 料

### 9 推薦

全県組織においては推進会議、地域組織においては各地域会議に別紙様式 2 により推薦することとする。

### 10 委嘱

当該研修を修了した者を、兵庫県知事及び健康ひょうご 21 県民運動推進会議会長が健康ひょうご 21 県民運動推進員として委嘱する。

### 11 登録

この研修会を修了した者は推進会議及び地域会議に登録する。

### 12 その他

この研修会を修了した者はボランティア保険に加入することとし、保険料は財団法人兵庫県健康財団が負担する。

## 健康ひょうご 21 県民運動推進員研修 標準内容

時 間	内 容	講師等
13:00	健康ひょうご 21 県民運動について (10分)	健康ひょうご 21 県民運動地域会議 会長 家森 幸男
13:10	ひょうご健康づくり県民行動指標 について(20分)	ビデオ
13:30	健康づくりと行動科学について (1時間15分)	兵庫教育大学学校教育学部附属発達心理臨床研究センター 教授 佐々木 和義
		岡山県立大学保健福祉学部保健福祉学科 講師 鈴木 伸一
14:45	健康づくりの実践について (10分)	健康運動指導士
14:55	休憩	
15:00	食でつくる健康ひょうご 21 (1時間)	財団法人兵庫県健康財団 会長 家森 幸男
16:00	修了式	健康ひょうご 21 県民運動地域会議 会長 家森 幸男



## 平成 14 年度健康ひょうご 21 県民運動推進員研修 日程 (予定)

地 域	開 催 日	場 所
全 県	平成 15 年 3 月 18 日 (火)	兵庫県労働センター (神戸市)
阪神南	平成 15 年 1 月 21 日 (火)	西宮健康開発センター (西宮市)
阪神北	平成 14 年 10 月 15 日 (火)	アステホール (川西市)
東播磨	平成 14 年 11 月 11 日 (月)	加古川総合保険センター (加古川市)
北播磨	平成 14 年 10 月 22 日 (火)	滝野町図書館 (滝野町)
中播磨	平成 14 年 11 月 27 日 (水)	福崎町商工会議所 (福崎町)
西播磨	平成 15 年 2 月 4 日 (火)	龍野市内
但 馬	平成 14 年 12 月 2 日 (月)	但馬長寿の郷 (八鹿町) 又は豊中市内
丹 波	平成 15 年 2 月 18 日 (火)	篠山市内
淡 路	平成 15 年 3 月 4 日 (火)	洲本市情報交流センター (洲本市)

## 健康ひょうご21 県民運動推進員設置要綱（案）

### （目的）

第1条 この要綱は、兵庫県における健康づくり対策の推進を図るための活動に取り組む健康ひょうご21 県民運動推進員（以下「推進員」という。）の設置について必要な事項を定める。

### （推進員の要件）

第2条 推進員の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 兵庫県における健康づくりの現状及び健康づくりに関する知識の普及並びに健康づくり対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有するものであり、自ら活動計画を企画する等により地域住民とともに自主的な活動を行える者であること。
- （2） 県内に居住又は勤務していること
- （3） 満20歳以上であること

### （選任）

第3条 知事及び健康ひょうご21 県民運動推進会議会長（以下、「会長」という。）は次の各号に掲げるもので、別途定める財団法人兵庫県健康財団（以下、「事務局」という。）が実施する研修を受講したものを推進員として委嘱する。

- （1） 健康ひょうご21 県民運動推進会議及び健康ひょうご21 県民運動地域会議の参画団体から推薦を受けた者
- （2） 各種健康づくり講座等（知事及び会長が認めたもの）の修了者
- （3） その他知事及び会長が特に適当と認めた者

### （任期）

第4条 推進員の任期は、委嘱後2年とし、再任は妨げない。

### （解嘱）

第5条 知事及び会長は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解嘱することができる。

- （1） 推進員として活動していくのにふさわしくないと認められる場合
- （2） 推進員から申し出があった場合
- （3） 推進員が県外に転居等したことにより第2条第2号の要件を満たさなくなった場合
- （4） 推進因果がやむを得ない事由により活動を行うことが出来なくなった場合
- （5） その他推進員として適当でないと認められる場合

### （推進員の身分）

第6条 推進員（地方公務員を除く）は、ボランティアとしての活動を行うものであり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の身分を保有するものではない。

(活 動)

第7条 推進員の活動内容は、次の各号に定める活動を行う。

- ( 1 ) 自らの日常生活において健康づくりを実践すること
- ( 2 ) 研修会、講演会等に積極的に参加し、推進員としての資質の向上に努めること
- ( 3 ) 地域住民や所属する各団体等が主催する各種会合等の場に積極的に参加し、県等の作成するパンフレット等の資材を活用した普及に努めること
- ( 4 ) 地域住民や所属する各団体等が行動指標に基づく実践目標を設定し、その実践に取り組むよう働きかけること。
- ( 5 ) 活動を通じて得た健康づくりに関する情報、事例、意見等を事務局に提出すること
- ( 6 ) その他健康づくりの推進に関すること

(報 告)

第8条 推進員は、活動を行ったときは適宜事務局に報告するとともに、翌年度の4月5日までに年間の活動結果を事務局まで報告するものとする。

(活動領域)

第9条 推進員の活動領域は、原則として推進員の居住地にある健康福祉事務所の管轄ないとする。

政令指定都市においては、その市内とする。ただし、県内の勤務地において活動する場合にはこの限りではない。

(活動等の支援)

第10条 事務局は、推進員の活動を支援するため、県等が作成する普及用各種資料を作成する。

(守秘義務)

第11条 推進員は、その業務を遂行するにあたって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

(庶 務)

第12条 推進員に関する庶務は、事務局が行う。

(その他)

第13条 その要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

- 1 この設置要綱は、平成13年12月1日より施行する。
- 2 平成13年度に推進員に委嘱される者の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成16年3月末日までとする。
- 3 平成14年度に推進員に委嘱される者の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成17年3月末日までとする。